

## 江戸川区工事請負業者指名基準

### (趣旨)

第1条 この基準は、江戸川区工事請負指名業者選定委員会要綱(昭和50年4月1日施行)第7条第1項に規定する指名基準に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (等級等の格付)

第2条 江戸川区工事請負指名業者選定委員会要綱第2条に規定する格付は、次に掲げる工事について、別に定める等級格付基準により2年ごとに行う。

- (1) 土木工事(道路舗装工事、橋りょう工事、河川工事、水道施設工事、下水道施設工事及び一般土木工事)
- (2) 建築工事
- (3) 電気工事
- (4) 給排水衛生工事
- (5) 空調工事
- (6) 塗装(一般塗装工事及び橋りょう塗装工事)
- (7) 造園

### (指名の判断基準)

第3条 契約担当者(江戸川区契約事務規則(昭和39年3月江戸川区規則第3号。以下「規則」という。)第2条第3号に規定する契約担当者をいう。以下同じ。)は、指名競争入札参加有資格者(規則第34条の規定により、江戸川区長が契約の種類及び金額に応じて定めた指名競争入札の参加資格を有する者をいう。)につき、次に掲げる事項を調査の上、次条の規定により指名を行うものとする。

- (1) 経営及び信用の状況
- (2) 江戸川区における指名及び受注の状況
- (3) 既発注工事の施工成績
- (4) 営業所の所在地等発注工事に対する地理的条件
- (5) 発注工事施工についての技術的適性

### (指名方法)

第4条 指名する場合の一般的基準は、工事の種類及び予定価格(消費税相当額を含む。以下同じ。)の区分に応じ、別表第1に規定する発注標準額表に定められた等級に格付けされた者(以下「当該等級者」という。)から指名する。ただし、江戸川区公共工事等の事前公表及び希望制度実施要領(平成11年9月20日施行)に基づき実施する指名競争入札(以下「希望型指名競争入札」という。)において、当該等級者で希望者が第8条に定める指名数に満たない場合又は工事成績条件付希望型指名競争入札及び施工能力審査型

総合評価方式における入札については、当該等級者以外の等級に属する者又は等級格付けされていない者から指名することができる。

2 前項により指名する場合には、次の各号のいずれかに該当する者を他の者に優先して指名することができる。

(1) 江戸川区内の業者

(2) 発注工事が前回施工と関連する場合の前回施工の施工者

3 不調案件(競争入札に付し入札者がなく、又は再度の入札に付し落札者がなかった案件をいう。)又は中止案件(第1項ただし書による場合でも、入札参加希望業者がなく、指名することができず、当該入札を中止した案件をいう。)を再度公告する場合の指名方法は、第1項によらないことができる。

4 第2条各号に掲げる工事以外の工事の指名方法又は等級格付けされていない者を指名する場合の基準は、発注案件ごとに定めるものとする。

(直近上位又は直近下位の等級に属する者の指名)

第5条 契約担当者は、特に必要があるときは、前条の規定にかかわらず、次項又は第3項の定めるところにより、当該等級の直近上位又は直近下位の等級に属する者のうちから指名することができる。

2 当該等級の直近上位の等級に属する者を指名することができる場合は、次のとおりとする。

(1) 前条第2項第2号に該当する者である場合

(2) 発注工事の予定価格が、直近上位の等級区分に応ずる予定価格の下限に近い工事である場合

(3) 発注工事施工場所付近に営業所を有する者で、予定価格が直近下位の等級に属する範囲である場合

3 当該等級の直近下位の等級に属する者を指名することができる場合は、次のとおりとする。

(1) 前条第2項第2号に該当する者である場合

(2) 発注工事の予定価格が、直近下位の等級区分に応ずる予定価格の上限に近い工事である場合

(3) 発注工事施工場所付近に営業所を有する者で、予定価格が直近上位の等級に属する範囲である場合

(直近上位以上の等級に属する者の指名)

第6条 契約担当者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該等級の直近上位以上の等級に属する者を指名することができる。

- (1) 発注工事が特に緊急を要する工事である場合
- (2) 発注工事が高度の技術を要する工事又は施工上相当困難を伴う工事である場合
- (3) 発注工事が遠隔地の工事である場合

(指名の制限)

第7条 契約担当者は、次の各号のいずれかに該当する者を指名することができない。

- (1) 次のいずれかに該当する者
  - ア 江戸川区競争入札参加有資格者指名停止措置要綱(平成14年4月1日適用)に基づく指名停止期間中である者
  - イ 工事請負契約書に基づく契約関係者に関する措置要求に従わないこと等請負契約の履行が不誠実である者
  - ウ 江戸川区発注の請負契約につき、関係行政機関等からの情報により下請契約関係が不適切であることが明確である者
  - エ アからウまでに掲げるもののほか、不誠実な行為がある者
- (2) 経営状況が著しく不健全である者
- (3) 同時期に別の発注工事に指名を予定している者。ただし、同時期の発注工事数に比べて指名することのできる者の数が少ない場合は、この限りではない。
- (4) 前3号に掲げる者のほか、第3条各号に掲げる事項の調査をした結果、指名をすることが不適切と認められる者

(指名数)

第8条 希望型指名競争入札における指名業者数は、2者以上とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、指名数を減ずることができる。

- (1) 高度の技術を要する工事である場合
- (2) 江戸川区以外の地域で施工される工事である場合
- (3) 前2号のほか工事の業種、性質又は目的により2者以上を指名することができない場合
- (4) 再度の募集においても2者以上の応募者が得られない場合

(設計図書等)

第9条 設計図書等の資料の複写に要する費用は、実費として入札参加者が負担するものとする。

改正経過	平成 11 年 1 月 1 日	平成 18 年 4 月 1 日	平成 25 年 1 月 1 日
	平成 11 年 9 月 1 日	平成 18 年 10 月 1 日	平成 26 年 7 月 10 日
	平成 12 年 4 月 1 日	平成 19 年 4 月 1 日	平成 27 年 4 月 1 日
	平成 13 年 4 月 1 日	平成 19 年 9 月 1 日	平成 30 年 4 月 1 日
	平成 13 年 7 月 1 日	平成 20 年 1 月 1 日	令和 3 年 4 月 1 日
	平成 14 年 4 月 1 日	平成 20 年 4 月 1 日	
	平成 16 年 6 月 4 日	平成 21 年 4 月 1 日	

別表第 1 発注標準額表

(土木工事)

予定価格		等級
4,000 万円以上		A
2,000 万円以上	2 億円未満	B
1,000 万円以上	6,000 万円未満	C
	2,000 万円未満	D
	1,000 万円未満	E

(建築工事)

予定価格		等級
4,000 万円以上		A
2,000 万円以上	2 億円未満	B
500 万円以上	6,000 万円未満	C
	2,000 万円未満	D
	1,000 万円未満	E

(電気工事)

予定価格		等級
1,000 万円以上		A
500 万円以上	5,000 万円未満	B
	2,000 万円未満	C
	1,000 万円未満	D

(給排水衛生工事、空調工事、塗装及び造園)

予定価格		等級
1,000 万円以上		A
500 万円以上	5,000 万円未満	B
	2,000 万円未満	C